練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年６月２２日

練馬区長　　吉　　田　　健　　一

練馬区条例第２４号

練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の一部をつぎのように改正する。

第20条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第20条の規定による金額により支給されたものまたは旧条例付則第７条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第20条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。